

日薬連発第 454 号
2026 年 6 月 17 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

【周知】研究開発税制の利活用について（依頼）

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、下記のとおり協力依頼がありましたので、貴団体加盟企業への周知方よろしくお願いいたします。

【厚生労働省医政局 医薬産業振興・医療情報企画課からの連絡文】

将来の経済成長の礎となる企業の研究開発は、その成果が広く経済全体に恩恵を及ぼす一方で、成果の不確実性や実用化までに長期間を要するなど、リスクの高い活動です。

このため、市場原理に委ねるのみでは十分な投資が行われない可能性があること等から、政府としては研究開発税制を創設以来、時々の状況に応じた見直しを行い、今日まで措置を継続してまいりました。

また、AI・量子・バイオ等の戦略技術分野の研究開発を促進する観点から、令和 8 年度税制改正大綱（令和 7 年 12 月閣議決定）に基づき、新たに「戦略技術領域型」が創設されることとされています。

「戦略技術領域型」にかかる具体的な制度を定める産業技術力強化法の改正法は 6 月 12 日に成立したところです。

つきましては、成長投資を促す観点から、本税制の一層の活用に向け、貴会内における周知につき、ご協力をお願い申し上げます。

【参考資料】

別添「（研究開発税制）概要資料」

【参考 HP】

[研究開発税制（METI/経済産業省）](#)

[研究開発税制等の在り方に関する研究会（METI/経済産業省）](#)

[令和 8 年度税制改正の大綱（目次）：財務省](#)

[令和 8 年度厚生労働省関係税制改正について | 厚生労働省](#)

※）クリックでリンク先表示。